

## 鳴尾新川筋農業水利対策事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、鳴尾新川に係る用水期の農業水利を確保することにより、農地を保全し、もって農地の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図ることを目的として、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** 用水期とは、4月1日から11月30日までの期間をいう。

### (措置)

**第3条** 鳴尾新川筋水利組合（以下「組合」という。）は、鳴尾新川の河川改修工事による川底の低下に伴い、農業用水の取水が不可能となったことに対する代替措置として、用水期において、水道水を使用することができる。

### (補助金の交付)

**第4条** 市長は、組合が前条の規定に基づき水道水を使用したときは、予算の範囲において、その経費の一部について補助金を交付するものとする。

### (補助金の額)

**第5条** 前条に規定する補助金額は、使用水道料金の50%以内とする。

### (事業計画書の提出)

**第6条** 組合は、5月10日（10日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日）までに事業計画書を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認を行うにあたって、条件を付することがある。

### (補助金の交付申請)

**第7条** 組合は、補助金の交付の申請をしようとするときは、用水期終了後遅滞なく、補助金等交付申請書（規則第7条関係）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書（規則第8条関係）により通知するものとする。

**(実績報告書の提出)**

**第8条** 組合は、事業完了後20日以内に、実績報告書（規則第14条関係）を市長に提出しなければならない。

**(補助金の額の確定)**

**第9条** 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（規則第15条関係）により通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第7条第2項の規定により決定した補助金の額と同額である場合は、当該確定通知を省略することができる。

**(補助金の交付請求)**

**第10条** 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（規則第17条関係）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金等交付請求書を受理したときは、すみやかに組合へ補助金を交付するものとする。

**(事業承認の取消)**

**第11条** 市長は、組合が次に掲げる各号の一に該当すると認めるときは、事業承認を取り消すことがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 市長の指示に従わなかったとき。

**付 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。